

FPスキルアップシリーズ

個人顧客 開拓編

— ケーススタディ実践販売 —

毎年の改訂により、制度内容やデータが最新に!

会社員はもとより、専業主婦や自営業など、
様々な職業・環境の方へのアプローチ実践ストーリー

商品説明にたどりつくまでにどう話題を
展開させるかのヒントが満載

FPS

セールス手帖社保険FPS研究所

目次

第1章 独身男性編

- ① アプローチ 6
- ② この世代の心配事・悩みから探るニーズ喚起 7
- ③ 提案の切り口の一例(公的保障の落とし穴) 9
- ④ 基礎知識と関連データ 11
 - 1 医療保障のこと
 - 2 高額療養費
 - 3 傷病手当金
 - 4 公的年金の受給資格期間
 - 5 結婚に必要な収入
- ⑤ その後の展開 18
- ⑥ 押さえておきたい関連知識 20
 - 1 標準報酬月額とは?
 - 2 生命保険料控除

第2章 シングル女性編

- ① アプローチ 26
- ② この世代の心配事・悩みから探るニーズ喚起 27
- ③ 提案の切り口の一例(公的保障の落とし穴) 29
- ④ 基礎知識と関連データ 31
 - 1 入院時食事療養費
 - 2 差額ベッド代
 - 3 雑費
- ⑤ その後の展開 34
- ⑥ 押さえておきたい関連知識 36

第3章 男性会社員編

- ① アプローチ 42
- ② この世代の心配事・悩みから探るニーズ喚起 43
- ③ 提案の切り口の一例(公的保障の落とし穴) 45
- ④ 基礎知識と関連データ 48
 - 1 「ねんきん定期便」からの遺族厚生年金額の算出
 - 2 遺族基礎年金もあわせて考える
 - 3 過去の平均年収の推測
- ⑤ その後の展開 52
- ⑥ 押さえておきたい関連知識 54
 - 1 遺族年金の仕組み
 - 2 住宅ローンと団体信用生命保険

第4章 共働き女性会社員編

- ① アプローチ 60
- ② この世代の心配事・悩みから探るニーズ喚起 61
- ③ 提案の切り口の一例(公的保障の落とし穴) 64
- ④ 基礎知識と関連データ 66
 - 1 傷病手当金の総額はどの程度か?
 - 2 高額療養費の世帯合算
 - 3 育児休業給付
- ⑤ その後の展開 69
- ⑥ 押さえておきたい関連知識 71
 - 1 離婚時の年金分割
 - 2 妻が先に亡くなった場合の遺族年金
 - 3 子のない30歳未満の妻が受け取る遺族厚生年金は5年で失権

第5章 男性自営業者編

- ① アプローチ 78
- ② この世代の心配事・悩みから探るニーズ喚起 79
- ③ 提案の切り口の一例(公的保障の落とし穴) 82
- ④ 基礎知識と関連データ 84
 - 1 必要な生活資金と、実際の生命保険加入額
 - 2 子どもの教育費・結婚費用
 - 3 国民年金基金
 - 4 確定拠出年金
 - 5 小規模企業共済
- ⑤ その後の展開 91
- ⑥ 押さえておきたい関連知識 93
 - 1 自営業者の配偶者にも遺族厚生年金が支払われるケース
 - 2 医療費控除
 - 3 自営業者が社会保険の恩恵を受けるために

第6章 専業主婦編

- ① アプローチ 98
- ② この世代の心配事・悩みから探るニーズ喚起 99
- ③ 提案の切り口の一例(公的保障の落とし穴) 102
- ④ 基礎知識と関連データ 103
 - 1 ご主人に万が一のことがあったとしたら...
 - 2 被扶養者でいるということ
 - 3 家事労働のコスト
- ⑤ その後の展開 106
- ⑥ 押さえておきたい関連知識 108
 - 1 中高齢寡婦加算の保障のないケース
 - 2 これから働くという選択肢
 - 3 「103万円」と「106万円」と「130万円」の壁

第7章 定年前男性編

- ① アプローチ 114
- ② この世代の心配事・悩みから探るニーズ喚起 115
- ③ 提案の切り口の一例(公的保障の落とし穴) 117
- ④ 基礎知識と関連データ 120
 - 1 老後生活の収支の実態
 - 2 在職老齢年金
- ⑤ その後の展開 125
- ⑥ 押さえておきたい関連知識 127
 - 1 支給開始年齢の引き上げ
 - 2 定年前後の社会保険の手続き

第8章 セカンドライフ前女性編

- ① アプローチ 134
- ② この世代の心配事・悩みから探るニーズ喚起 136
- ③ 提案の切り口の一例(公的保障の落とし穴) 140
- ④ 基礎知識と関連データ 142
 - 1 医療費に対する不安
 - 2 年金の繰上げ・繰下げ
 - 3 健康寿命
 - 4 夫が65歳になったあとの国民年金保険料
- ⑤ その後の展開 145
- ⑥ 押さえておきたい関連知識 147
 - 1 女性の年金に関する手続き
 - 2 公的介護保険

募集人プロフィール

[佐藤 拓未 (35歳)]

妻32歳との間に2人の子どもがいる。
「お客さまのライフプランのお手伝いを一生の仕事にする」という信念を抱き、畑違いの業界から現在のA生命保険会社に転職して5年が経過する。
過去4年は残念ながら自身が設定した目標数字を達成することができず、今年を反転飛躍の年にしたいと考えている。
趣味はフットサルで、それほど強くはない社会人同好会チームに所属している。
猪突猛進な勢いだけがむしゃら営業に限界を感じ、2年ほど前にAFP資格を取得し、今年にCFP®にもチャレンジしたいと考えているが、仕事の後は家族サービスに忙しく、なかなか思いどおりに勉強が進んでいないのが目下の悩み。



ご登場いただく8名のお客さま

男性陣

独身男性

青木 健一さん (24歳)
入社3年目の独身会社員。
趣味はフットサル。



男性会社員

木内 幸一さん (38歳)
結婚10年目の会社員。
4人家族の大黒柱。



男性自営業者

木村 哲司さん (42歳)
開業5年目のケーキ店店主。
今のところの経営は順調。



定年前男性

山岸 和夫さん (59歳)
長年勤めた会社の定年目前。
再雇用で継続勤務の予定。



女性陣

シングル女性

山本 奈々さん (29歳)
最近事務職に転職した独身女性。
单身 アパート暮らし。



共働き女性会社員

国枝 光代さん (32歳)
会社員の夫と結婚3年目。
まだ子どもはいない。



専業主婦

内田 聡子さん (40歳)
専業主婦歴12年。
夫と小6の娘の3人暮らし。



セカンドライフ前女性

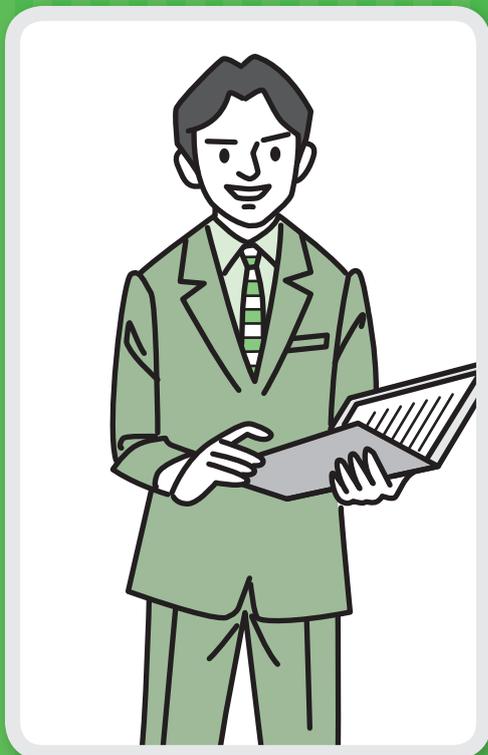
渡部 順子さん (55歳)
64歳の夫と二人暮らし。
子どもは独立済。



※登場人物名・勤務先名などは、すべて架空で実在するものではありません。

第 1 章

独身男性編



顧客のプロフィール

[青木 健一 (24歳)]

大学卒業後、地元を離れ、中堅商社の片桐物産に勤務し入社3年目に突入する。

職場は、セキュリティ強化のため部外者の立ち入りは禁止されている。そのため、生保各社の営業職員は昼休みにロビーに数人見かける程度となっており、青木も生命保険を勧められたことがないまま現在に至っている。

面談

佐藤とは、趣味の社会人フットサル同好会で同じチームに所属する。

お互いにそれぞれの職業は知っていたが、いままで仕事の話をしたことはない。

チームの成績は「勝ったり、負けたり」を繰り返し、フットサルそのものよりも、練習や試合後の懇親会を楽しみにしているメンバーの方が多かった。

その日も同じようなレベルのライバルチームとの戦いがあり、見事4対3の接戦の勝利をおさめた佐藤たちのチームは、打ち上げと称して居酒屋に揃っていた。

1 アプローチ

- 「青木さん、決勝点のシュートは素晴らしかったですね。ゴールキーパーは一步も動けなかったじゃないですか」
- 佐藤は試合を決めた青木のプレーを肴に、生ビールのジョッキを傾けた。
- 「いやいや、佐藤さんの“えぐるようなサイド攻撃”と“ドンピシャのタイミングのセンターリング”があったからこそですよ。佐藤さんは35歳の割に、足が速いですからね」
- 「あらら、“35歳の割”だなんて言ってくれますねえ。ところで、青木さんは結婚の予定はないんですか？」
- 「いやあ～、まだまだですよ」
- 「そうなんですか。ということは保険なんかはどんなものに入っているんですか？」
- 「はい、IDカードがない限り職場に保険会社の人も入ってこれないので、実は保険を勧められたことがないんです。それに、独身だからまだ保険はいらないんでしょう？」
- 「え？ 保険に1本も入っていないんですか？」
- 「はい。でも、保険に入っていない知り合いって、結構多いですよ」
- 「そうなんですか。それなら、今度、私の本職の保険の話をさせていただいていいんですか？ できれば、青木さんと同じように保険に入っていない友達の方も一緒にいかがですか」
- 佐藤は青木に対してプレッシャーを与えるつもりでないことを示すために、友人の同席をすすめたのだった。
- 「ええ、いいですよ。今週中にその知り合いの山口ってやつにも連絡しておきます。来週の練習が終わったあたりに来るように言うておきますよ」
- 佐藤の申し出に青木は快く応じた。
- 「それはありがとうございます。では、来週までにご説明させていただき資料などを取り寄せておきますよ」
- おもいがけず仕事の面談の約束を取り付けることのできた佐藤は、またフットサルすることに話を戻した。



2 この世代の心配事・悩みから探るニーズ喚起

この年代の多くの人は「若いから健康には自信がある」と思っている人が大半です。しかし、そんな若者もリスクと無縁というわけにはいきません。

1 万一のときの心配

独身のあなたを心配しているのはご両親です。しかし、公的年金制度上は、高校卒業後は子どもとはみなされないため、あなたに万一のことがあっても、ご両親への保障はありません。

遺族年金には、国民年金からの「遺族基礎年金」と、厚生年金からの「遺族厚生年金」がありますが、ご両親が支給の対象となるのは「遺族厚生年金」しかありません。しかも、生計を同一にしていることや、55歳以上(支給は60歳から)という条件が付きますので、ほとんど期待できないのが現実です。

■ 遺族基礎年金

遺族基礎年金は「子どものいる配偶者」*または「子」にしか支給されません。したがって、ご両親に遺族年金が支給されることはありません。

*2014年(平成26年)4月より「子どものいる妻」から「子どものいる配偶者」に変更になっています。

■ 遺族厚生年金

ご両親に遺族厚生年金が支給されることがあります。ただし、生計維持の要件を満たした55歳以上(支給は60歳から)のご両親でなければ対象になりません。

※公的年金における「子」の定義は、「18歳年度末(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満)までの生計を一にする未婚の子ども」のことですが、当誌においては一般的なイメージである「高校卒業までの子」等の表現を用いています。
※公的年金の生計維持要件は、生計を同一にしていることと年収850万円以上を見込めないこと等です。

2 病気・ケガのときの懸念

たとえ高額な治療費がかかったとしても、経済的な不安がなければ、安心して病気やケガと闘うことができると思いませんか？

公的医療保険制度により、病気やケガの治療費や薬代など、医療費そのものの負担は原則3割です。しかし、食事代の一部負担金なども別に支払わなければならない、ご両親の交通費などを含め、目に見えない負担も多いものです。

病気やケガの治療に高額な費用がかかったとしても、それを他の人に負担してもらうことなどできません。

いざというときでも、経済的な不安なく病気やケガと闘う環境を作っておきたいものです。

3 長期の療養を余儀なくされたときの心配

長期療養となった場合に心配なのは収入がなくなることです。
独身のあなたにとって、ご自身の収入は家計の収入とイコールです。
たとえ長期療養となってしまったとしても、経済的な不安は解消しておきたいとは思いませんか？

会社勤めの人であれば健康保険から傷病手当金の支給がありますが、収入に比例した保障であり、支給額は月収の2/3程度です。
賞与は計算の基礎に含まれませんので、年収ベースでは半分以下となってしまうケースもあります。

自分自身の収入が途絶えると、家計の収入もなくなってしまうのが独身者のつらいところです。
たとえ長期療養を強いられたとしても、経済的な不安は解消しておきたいものです。

4 老後の心配

今後、結婚するとしても、独身を貫くとしても、老後生活のための資金準備はしておきたいものですね。
幸せな老後生活を迎えるための準備はできていますか？

会社員の方の老後の年金は「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」の合計額です。
男性(65歳以上)の場合の厚生年金の受取月額目安は約17万円*となっています。

*厚生労働省「平成30年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」

今後、どのようなライフスタイルになろうとも、幸せな老後生活を迎えるための準備を整えておきたいものです。

第 4 章

共働き女性会社員編



顧客のプロフィール

〔国枝 光代 (32歳)〕

シングル女性編に登場した山本の先輩にあたる入社10年目の里山商事の社員。

他社に勤めるご主人と結婚して3年が経過。

まだ子どももおらず、夫婦ともに収入があるために家計的には比較的余裕がある様子。

面談

山本の協力で集めたアンケートの1枚に国枝の名前があった。

共働き夫婦の家庭で、まだ子どもがいないことがわかっている。

佐藤は早急に保険を勧めるつもりはなかったが、今後の見込客候補として情報提供からアプローチを開始するつもりで里山商事に定例訪問を続けていた。

1 アプローチ

- 「先日はアンケートにご協力いただき、ありがとうございました。ご回答いただいた方には情報誌をお届けしておりますので、お受け取りください」
- 佐藤は、最近の年金制度改正が載っている情報誌を国枝に差し出しながら続けた。
- 「日本の女性は長生きですから、年金制度に対して関心の高い方が多いんです。それに頻繁に制度改正も行われていますから、定期的に皆さまに情報提供をさせていただいているんですよ」
- 国枝は笑顔で応じながらも断りの姿勢を見せた。
- 「でも、私のところは、まだ子どももいないし、保険は子どもが生まれてからでもいいと思っているの」
- 「そうですね。色々なお考えがありますから、どれが正しいという正解などありませんからね。それこそ、国枝さまのお考えでよろしいのではないのでしょうか」
- 佐藤は、いったんは国枝の考えを受け止め、話題を変えた。
- 「でも、もしお子さまが生まれたら、お勤めは継続されるおつもりですか？」
- 一瞬悩んだ後、国枝は何かを振り切るように口を開いた。
- 「いいえ、子育てをしながら働き続けるのは難しいと思うので、妊娠がわかったら身重になる前に辞めようと思っているの。幸い主人も会社員だから扶養に入れると思うし、10年以上働いたからもういいかなって…」
- 働く女性の置かれている厳しい境遇に同情しながらも佐藤は言った。
- 「そうですか。でも私はお辞めになることはお勧めしません」
- 佐藤の断定的で厳しい言葉に国枝は虚を突かれた。
- 「え？ どうしてですか？」
- 「はい、社会保障の観点からは働き続けた方が良いのです。たとえばお子さまがお生まれになるとき、健康保険からは産後56日までの産休期間に『出産手当金』が支給されますし、その後の育児休業の間には雇用保険から『育児休業給付金』が支給されます。出産手当金は月収の約2/3、育児休業給付も月収の1/2～2/3程度が支給されますから、会社に在籍するかしないかで1年で百万円単位の違いが出てきます。国としても子育て支援の充実が大きな課題ですから、支給水準の引き上げも行われているほどなのです」
- 「そうだったんですか。そんなことは今まで誰も教えてくれなかったんですけど…」
- 国枝のつぶやきに、佐藤はやさしく応えた。
- 「当事者にならないとわからないことはたくさんあるものです。ただ、こういった制度を知っていれば、ご自身で加入されている保険を考え直すときのヒントになることもあるかもしれませんね」
- 「確かにそうですね」
- 佐藤の言葉に国枝はうなずいた。

2 この世代の心配事・悩みから探るニーズ喚起

共働きのため収入が多く、比較的家計収支に余裕があるケースが多いものです。

しかし、子育てに疲れて、共働きが続けられなくなったり、妻が病気等で働けなくなってしまった場合には、夫の収入だけになってしまい、家計収支は危うくなりがちです。

妻に万一のことがあると、世帯収入の減少によって生活水準がダウンしてしまう可能性もあります。

したがって、医療・介護の保障に加え、妻の死亡保障に対する備えが必要となってきます。

1 万一のときの心配

女性が亡くなった場合の遺族保障は思った以上に手薄です。
万一の場合に備えて、ご家族に安心を残しておきたいと思いませんか？

■ お子さまがいない場合

あなたが亡くなった場合、遺族基礎年金は「子どものいる配偶者」または「子」にしか支給されません。したがって、子どもがいない場合、ご主人に遺族基礎年金が支給されることはありません。

また、遺族厚生年金もあなたが亡くなったときに、ご主人が55歳以上(支給は60歳から)という年齢制限があり、ほとんど期待できないのが現実です。

■ お子さまがいる場合

以前の遺族基礎年金は父子家庭には支給されることはありませんでしたが、2014年(平成26年)4月より父子家庭にも支給されることになりました。しかし、お子さまが高校卒業までの期間限定です。

遺族厚生年金については、ご主人が55歳未満のときは受給権がないため、お子さまに支給されることとなりますが、それも高校卒業までとなっています。

女性が亡くなった場合の遺族保障は、残されたご家族にとっては決して満足なものとはいえません。

お子さまが高校を卒業したあとの保障も考えておく必要があるはずです。

2 病気・ケガのときの懸念

たとえあなたが入院し高額な医療費がかかったとしても、高額療養費の給付の対象となりますので、一定額以上の自己負担とはなりません。

しかし、働く女性の場合、健康保険はご主人とは別の世帯の扱いとなるため高額療養費については注意が必要です。

健康保険の被保険者として、高額な自己負担となったとしても高額療養費の保障が受けられますが、高額療養費の世帯合算は被保険者とその被扶養者を1つの世帯とみなして適用されます。

医療費の自己負担が高額になっても高額療養費制度がありますが、世帯合算できるのは被保険者とその被扶養者の間だけです。

同じ健康保険とはいえ、夫婦共働きで、それぞれが健康保険に加入している場合には、それぞれが被保険者となるため別世帯とみなされ世帯合算はできません。したがって、それぞれについて自己負担限度額までの出費を強いられることになります。

3 長期療養を余儀なくされたときの心配

あなたの毎月の収入は、毎月の家計収入のなかに組み込まれているはずですが、もしも、あなたの毎月の収入が減ってしまえば、収入の減少や貯金の取り崩しなど、家計収支のバランスを崩すことにつながってしまうのではないのでしょうか？

長期療養の収入保障として、勤務先の健康保険から傷病手当金が支給されます。収入に比例した保障であり、保障されるのは月収の2/3程度となっています。ただし、賞与は計算の基礎とされませんので、年収ベースでは半分以下になってしまうかもしれません。

傷病手当金は月収の2/3程度を保障するものですが、賞与分は考慮されませんので年間収入との比較でみると2/3をかなり下回るケースもあります。共働き女性の収入の減少は家計への打撃につながります。

4 老後の心配

共働きで苦労した分、老後はゆっくりと生活したいものです。

ただし、あなたとご主人の公的年金で豊かな老後を送れるかどうかを、事前に確認して、不足分を準備しておきたいものです。